

# 令和7年4月から、法律改正により入院時の食事療養費の負担額が変更になります。

(全医療機関共通の金額変更となります)

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）		
所得区分		令和7年4月から
69歳までの方	70歳以上の方	
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食510円 (1日3食1,530円) ※ 難病受給者証をお持ちの方は、この限りではありません。
区分 イ	現役並 Ⅱ	
区分 ウ	現役並 Ⅰ	
区分 エ	一般	
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食240円 (1日3食720円)
区分 オ 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食190円 (1日3食570円)
	低所得 Ⅰ	1食110円 (1日3食330円)

マイナンバーカードを保険証として利用される場合、本人同意があれば、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続き不要です。